

# ひまわり CFD 取引約款

## 序文

- A. ひまわり証券株式会社(以下「当社」という。)は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。)に基づき登録を受けた第一種金融商品取引業者です(関東財務局長(金商)第 150 号)。
- B. 当社は、自己の勘定で CFD 取引を行い、本取引約款に基づき顧客に対してサービスを提供します。
- C. 当社は、CFD 取引の当事者として、本取引約款の規定に基づき、顧客の相手方として取引を行います。
- D. 当社は、CFD 取引およびその取引が参照する原資産にかかる取引等に関し、誠意を持って行動し、一切の適用法令および諸規則を遵守するものとします。
- E. 当社が提供する CFD 取引について顧客は以下に記載する内容を承諾し、従っていただくものといたします。
- F. 商品 CFD は現在取扱いを行っていませんが、今後取扱いを開始する予定です。

## 本文

### 1 定義および解釈

#### 定義

1.1 本取引約款において、以下の用語は、文脈上他の意味に解されない限り、以下の意味を有します。

【あ】

「アソシエイト」とは、以下を意味します。

- (1) 当社の役員、従業員、代理人、代表者または提携者等である者
- (2) 当社、および同社が一部もしくは全部支配する一切の法人、または、それらの役員、従業員、代理人、代表者もしくは提携者等を意味します。

【い】

「インターバンク・レート」とは、一または複数の銀行による銀行間市場において提示されるレートを意味します。

「インターネット注文」とは、インターネットを用いて発注される注文を意味します。

「インピュテーション・クレジット」とは、配当調整金等のコーポレート・アクションに関する税金優遇を意味し、国内で 100%税金の支払いを行う場合は適用されません。

【う】

「売り手」とは、ひまわり CFD 銘柄を売り方向で取引した当事者を意味します。

【お】

「オーバーナイト金利」とは、翌日まで持ち越された CFD 取引(債券 CFD、および商品 CFD のうち貴金属にかかる CFD 取引を除く。)のポジションに対して、顧客が支払う、または受け取る金利相当額および当該金利相当額を計算する際の当社の適用レートであって、基準金利に金利スプレッドを加算した金利を意味します。

【か】

「買い手」とは、ひまわり CFD 銘柄を買い方向で取引した当事者を意味します。

「関連指数」とは、CFD 取引に関して、そのポイント変動値が CFD 取引の潜在的価格変動を示す可能性が高いと当社が合理的に判断する一切の指数を意味します。

「関連有価証券」とは、CFD 取引に関して、その価格変動が関連 CFD 取引の潜在的価格変動を示す可能性が高いと当社が合理的に判断する、いずれかの取引所において取引される同一会社に関する一切の金融商品を意味し、預託証券を含みます。

【き】

「基準金利」とは、該当通貨毎に当社が決定する金利を意味します。

「基本通貨」とは、日本円を意味します。

「キャッシュ・バランス」とは、顧客が差し入れた証拠金の額に、CFD 取引により実現した利益の額を加え、または CFD 取引により実現した損失の額を減じて得た額から、各種手数料を控除し、オーバーナイト金利等各種調整を加えた現金残高を意味します。

「金商法業府令」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣令第 52 号)を意味します。

「金利スプレッド」とは、CFD 取引(債券 CFD、および貴金属に関する商品 CFD にかかる取引を除く)について、手数料一覧に記載された金利を意味します。

「金融庁」とは、日本の金融庁を意味します。

【く】

「クロージング日」とは、CFD 取引における約定に関して使用される場合、買い建玉もしくは売り建玉がクローズ(手じまい)された日を意味します。

【け】

「契約締結時交付書面」とは、金商法第 37 条の 4 第 1 項に基づき約定内容の確認のため顧客に交付される書類(商品 CFD 取引に関しては、商品先物取引法(平成 23 年 1 月 1 日施行)第 220 条第 1 項に基づき交付される書類)を意味します。ただし、金商法同条項ただし書および金商法業府令第 110 条に定めるところに従い、本取引約款に基づく CFD 取引に際しては、当社が、インターネット回線等の情報通信の技術を利用する電磁的方法により、取引成立の都度、当該取引の条件を記載した約定を通知するものとし、当該通知をもって契約締結時交付書面に代えるものとします。

「契約締結前交付書面」とは、金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づき、当社が各顧客に対して提供する CFD 取引の内容、手数料およびリスク等の詳細を記載した書類であって、取引に先立ち顧客に交付される書類(商品 CFD 取引に関しては、商品先物取引法第 217 条第 1 項に基づき顧客に交付される書類)を意味します。ただし、金商法同条第 2 項の準用する第 34 条の 2 第 4 項および商品先物取引法第 220 条第 2 項の規定に従い、同書面は、インターネット回線等を通じた情報通信の技術を利用する電磁的方法により提供されるものとします。

「決済時間」とは、日本時間午前 7 時(英国ロンドン時間の前日午後 10 時)、英国ロンドン夏時間中は日本時間午前 6 時(英国ロンドン時間の前日午後 10 時)を意味します。

「決済日」とは、当社が関連市場における慣行に基づき合理的に決定し、約定時点で顧客に通知するクロージング日後の決済日を意味します。

「権限保有者」とは、顧客、または顧客が本取引約款第 20 条に基づき当社に対して指図する権限を与えた一切の者を意味します。

「現金配当」とは、有価証券の所有者が、当該有価証券の発行体による一切の税金支払または源泉徴収後に当該有価証券について受領する一切の配当額を意味します。ただし、かかる配当に対するインビュテーション・クレジットは考慮されません。

【こ】

「顧客」とは、自然人、法人、または組合等であって、当社と本取引約款に基づく CFD 取引を締結する主体を意味します。

「顧客口座」とは、顧客が当社において開設し、保有する取引口座を意味します。証拠金の信託保全を商品分類別に行うため、顧客は、その取引する当社商品の種類に応じ、有価証券関連 CFD 用取引口座、商品関連 CFD 用取引口座のいずれか、または複数を開設し、保有することになります。

「個人情報保護宣言」とは、当社のホームページ上で公開される当社による個人情報の収集、管理、使用および開示方法を説明した、プライバシーに関する声明を意味します。

【さ】

「参照商品」とは、CFD 取引の価格決定のために参照される、または、CFD 取引の約定価格の潜在の変動を示す可能性が高いと当社が合理的に判断する、一切の原資産(有価証券、指数、商品または通貨を含む。)を意味します。

【し】

「CFD」または「CFD 取引」とは、差金決済契約(Contract For Difference)またはこれに基づく取引であって、一定の証拠金額を維持することを条件に、原資産となる国内外の金融商品等の価格や指数を参照して売買契約を締結し、当初の売買時点ではその対価の支払いおよび原資産の引渡しを行わず、その後に行う反対売買(売戻しまたは買戻し)の時点において生じる差損益(差金)のみを決済する取引を意味します。

「資産」とは、「株式 CFD」「指数 CFD」「債券 CFD」「商品 CFD」の各口座に、お客様が差し入れた証拠金の額に、取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる利益の額を加え、または取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額を減じて得た額から、各種手数料を控除し、オーバーナイト金利等各種調整を加えた、計算上の時価評価証拠金残高を意味します。当該金額は、相場の変動等に合わせてリアルタイムで、外貨建ての金額については基本通貨である日本円に換算の上計算されます。

「指数」とは、CFD 取引の原資産の関連市場の指数を意味します。

「支払不能事由」とは、当事者が、次に掲げるいずれかの状態に陥ったことを意味します。

- (i) 解散(合併等による場合を除く)。
- (ii) 債務超過に陥る、支払不能となる、もしくは倒産する、または支払期限の到来する負債を全面的に支払えないことを書面にて認めること。
- (iii) 債権者との間で、または債権者の利益のために財産の全部譲渡、債務免除、和解等を行うこと。
- (iv) 日本国内の裁判所において支払不能もしくは破産宣告の申立、更生/再生手続開始、またはその他一切の破産法、会社更生法もしくは民事再生法、産業活力再生特別措置法による特定認証紛争解決手続についての申請その他類似の手続きに基づく救済の申立が行われたこと。
- (v) 支払不能もしくは破産またはその他一切の破産法もしくは支払不能に関する法律または債権者の権利に影響する他の同様の法律に基づく保全処分その他の救済の申立を行い、またはかかる申立の対象となったこと、並びにその解散もしくは清算の申立が行われたこと、並びにその他手続または申立を行い、またはその対象となっている場合、当該手続または申立によって、(I)支払不能もしくは破産の宣告または救済命令または解散もしくは清算命令が行われ、または(II)かかる手続もしくは申立がその開始後 30 日以内に却下、取消、停止、または差止められないこと。
- (vi) 解散、国有化等の政府・公的機関による管理、または清算の決議が行われたこと(合併等による場合を除く)。
- (vii) 権利者がその担保目的物に係る担保権を実行し、またはその資産の全てまたは大部分について差押、仮差押、強制執行またはその他の法的手続きが実施、強制または申立てられ、かかる担保権者が占有を維持し、またはかかる手続がその開始後 30 日以内に却下、取消、停止または差止められないこと、または、
- (viii) いずれかの法域における適用法令に基づき、上記(i)から(vii)記載の事由と同様の効果を有する事由が発生し、またはその対象となること。

「証拠金」とは、CFD 取引の契約義務の履行を確保するために顧客が当社に差し入れる保証金を意味します。ポジションを建玉する前に差し入れます。

「証拠金率」とは、顧客ごとに法令の範囲内で当社が適宜定めて銘柄一覧表に開示する各 CFD 取引を行うにあたって必要な証拠金の割合、または各 CFD 取引を維持するため、約定済みポジションの評価額に対して証拠金として必要な金額の割合を意味し、適宜本取引約款に基づき当社により修正または変更されることがあります。

「消費税」とは、日本または外国において課税される、商品、サービス、動産または不動産、または他の物の供給に対する一切の税金、および消費税を含むがこれに限らない同様の税金を意味します。

「書面」とは、印刷、タイプ印刷またはその他の方法による言語の可視的再製物を意味し、ファクシミリ、電子メール、インターネットまたはその他一切の言語通信に用いられるコンピュータ、電子的または電気通信設備により送信される言語を含むものとします。「書面による」という場合も同様の意味を有します。

「GMT」とは、グリニッチ標準時を意味します。

「時間制限取引」とは、当社が適宜本取引約款の第4.4条に基づき指定する当社商品について、顧客が原資産にかかる関連取引所の取引時間中のみ取引できる場合の当該取引を意味します。

【せ】

「政府当局」とは、以下を意味します。

- (a) 政府(外国、連邦、州、地域、地方を問わず、政府として行動する部署、担当または大臣であるかを問わない。)、または、
- (b) 制定法上のものであるか否かを問わず、委員会、代理人、代行機関、局、省庁、他の政府、準政府、司法、行政、財政または金融当局。

「税金」とは、政府当局が徴収または課税する

- (a) 一切の税金、賦課、費用賦課、租税、関税、法定手数料、控除額、源泉徴収額、
- (b) 一切の所得税、印紙税または取引税またはその費用賦課。

上記に対して課されるもしくはこれに関する一切の金利、科料、罰金、費用賦課、手数料を含みますがこれに限らないものを意味します。

【つ】

「通常の取引サイズ」とは、CFD 取引に関連する原資産の関連取引所における取引価格および取引量の状況を考慮して当社が合理的に適切であると判断する、取引可能な最小および最大の約定数量または約定金額を意味し、当社はこれについてリアルタイムで価格情報を提示します。

【て】

「提示価格」とは、当社が CFD 取引の種類ごとに随時提示する約定単位一単位あたりの価格(ビッドまたはオファーとして、取引システム上のスクリーンに表示されます。)を意味します。

「適用法令」とは、政府当局、取引所、業界団体および決済機関、ならびに自主規制機関が定める一切の関連規則および協定を含み、契約当事者、本取引約款および本取引約款の企図する取引に適用される関連法令および諸規則を意味します。

「手数料等一覧」とは、契約締結前交付書面に記載される、取引の際に必要な手数料、ポジションを翌日に持ち越すために必要となる手数料(金利)等、顧客の取引全般にかかる取引手数料の概要を意味します。当社が顧客に対して設定し、適宜修正されます。

「電子設備」とは、本取引約款の第30.1条に記述された電子設備を意味し、取引システムを意味する場合があります。

【と】

「取引システム」とは、当社または第三者が、本取引約款に基づく CFD 取引のために、顧客に提供する電子的プラットフォームを意味します。顧客がコンピュータにダウンロードおよびインストールして使う取引システム(ひまわり CFD PRO)と、インターネットを通じてウェブサイトアクセスして使う取引システム(ひまわり CFD WEB)と携帯端末を利用して携帯ウェブサイトにてアクセスして使うひまわり CFD WEB モバイルを含みます。

「当事者」とは、本取引約款に基づき CFD 取引を行う顧客または当社を意味します。

「特定事由」とは、以下のいずれかを意味します。

- (a) 顧客による本取引約款の第7条に定める一切の債務またはその他の不履行。
- (b) 最初の決済日における顧客による受け渡し資産の提供または受領の不履行。
- (c) 顧客の死亡または精神障害。
- (d) 支払不能事由の発生。
- (e) 顧客(または顧客が法人である場合その子会社を含む。以下、本号において同じ。)が支払期日において債務を返済できなかったこと等顧客による債務不履行により、所定の支払期日前に期限の利益を喪失し、または期限の利益を失い得る状態に陥ること。
- (f) 顧客が本取引約款またはいずれかの約定に関する責務を遵守できないこと。
- (g) 顧客による一切の表明または保証が虚偽である、または真実ではなくなること。
- (h) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められること。
- (i) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社において契約を継続したいと認められること。
- (j) 当社が自らまたはアソシエイトの保護のために合理的に必要であると考えた事由。

【な】

「内部者情報」とは、金商法第 166 条第 2 項に定める「業務等に関する重要事実」および同法第 167 条第 1 項に定める「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実」ならびにこれらに関する情報を意味します。

【に】

「日本法」とは、日本において各当事者、本取引約款および本取引約款に基づく取引に適用される全ての法令、規制、手続、基準および行為規準を意味します(自主規制機関の定めるものを含むものとします)。

【は】

「発効日」とは、当社が、当該顧客に関する顧客口座を承認する日を意味します。当該顧客が、その取引する当社商品の種類ごとに、顧客口座として複数の取引口座を開設し、保有する場合は、取引口座ごとに発効日が異なる場合があります。

「反社会的勢力」とは、いわゆる暴力団等であって、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)にいう「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人」を意味します。

【ひ】

「引け値」とは、参照商品にかかる当日の関連市場終了時の価格または最終値の中値に当社が金利差等のスプレッド等を考慮して算出した価格であって、各 CFD 取引のロールオーバーまたは値洗いの際に使用する価格を意味します。

「必要証拠金額」とは、ポジションをオープンするために必要とされる当初証拠金額およびポジションを維持するために必要とされる証拠金額を意味します。

「ひまわり交換レート」とは、現行の為替市場レートを考慮した上で、当社が適宜合理的に決定する外国為替レートを意味し、顧客の要請に基づき当社より提供されます。このレートは当社の外国為替商品向けに当社が提示した価格とは異なる場合があります。

「ひまわり CFD」とは、本取引約款に基づき当社が提供する CFD 取引を意味します。ひまわり CFD には有価証券店頭デリバティブ取引である有価証券関連 CFD、「株式 CFD」、「指数 CFD」および「債券 CFD」および店頭商品デリバティブ取引である商品関連 CFD、「商品 CFD」があります。

「ひまわりスプレッド」とは、当社が適宜価格を提示する CFD 取引のビッド(当社の買い値、すなわち顧客の売り値)とオファー(当社の売り値、すなわち顧客の買い値)の差を意味します。

【ふ】

「不可抗力」とは、本取引約款の第22条に規定する意味とします。

【ほ】

「本サービス」とは、本取引約款に基づき当社が提供するサービスを意味します。

「本取引約款」とは、この取引約款および本サービスについて当社が定める一切の追加的条件を意味します。

「ポジション・リミット」とは、第8.4条に基づき当社が適用する一切の限度額を意味します。

【め】

「銘柄一覧表」とは、当社が CFD 取引における価格を提示するひまわり CFD 取扱銘柄の一覧表を意味し、その内容は、適宜変更されることがあります。

【や】

「約定」とは、本取引約款に基づき当社が顧客との間で締結する一切の CFD 取引であって、取引システムその他当社が認める方法を用いて行うものを意味します。

「約定金額」とは、約定数量に提示価格を乗じて算出される顧客が取引した金額を意味し、約定通知に記載されるものとします。

「約定数量」とは、顧客が取引した約定単位の合計数を意味し、約定通知に記載されるものとします。

「約定単位」とは、当社が適宜 CFD 取引の種類毎に定める一約定あたりの最低取引サイズを意味します。

【ゆ】

「有価証券」とは、金商法第 2 条第 1 項および第 2 項に定める有価証券を意味し、株式、債券、投資ファンドのユニット等を含みます。

【ろ】

「ロールオーバー金利」とは、翌日まで持ち越された株式 CFD、指数 CFD および貴金属にかかる商品 CFD 取引のポジションに対して、ロールオーバー・レートに基づき顧客が支払うまたは受け取る金利相当額を意味します。

「ロールオーバー・レート」とは、当社が株式 CFD、指数 CFD および貴金属にかかる商品 CFD 取引のロールオーバーのためにインターバンク・レート等を考慮して適宜決定するレートを意味します。

「ロスカット・レベル(最低資産残高)」とは、本取引約款第 8.3 条に規定するロスカットが行われるレベルであって、必要証拠金額に対して予め定められた資産の水準を意味します。

## 解釈

### 1.2 本取引約款において、

- (a) 以下の語句に関する記述は、それぞれ以下のとおりとします。
- (i) 書類(本取引約款を含む)には、修正、統合、補足、更改または置換された当該書類を含みます。
  - (ii) 合意には、書面によるか否かを問わず、一切の証書、合意または法的に執行可能性のある合意または了解を含みます。
  - (iii) 通知には、本取引約款に関して一方当事者から他方当事者に対して行われる全ての通知、許可、要求、要請、指名またはその他コミュニケーションを含みます。
  - (iv) 人または者(当事者)には、以下が含まれます。
    - (A) 個人、会社、その他法人、団体、パートナーシップ、企業、合併事業、信託または政府当局、および、
    - (B) 当該者の承継人、譲受人、代理人、遺言執行者、および遺産管理人。

- (v) 法律には、以下を含みます。
    - (A) 一切の憲法、法律、条約、命令、協定、政令、規制、規則、条例、告示、判決、コモン・ローまたはエクイティ上の規則、その他一切の適用取引所規則、
    - (B) 修正、統合、補足または置換された当該法律、および、
    - (C) 当該法律に基づく一切の規制、規則、条例、告示、および判決。
  - (vi) 手続には、訴訟、調停および調査が含まれます。
  - (vii) 判決には、一切の裁判所または法廷による判決、決定または命令、差止命令等が含まれます。
  - (viii) 時間については、その都度基準時間を記載するものとします。
  - (b) 本取引約款の見出し、注記および例示に関する記述は、便宜上のものであり、本取引約款の解釈上は無視されます。
  - (c) 特定の期間が規定され、特定の日または行為もしくは事由の発生日から起算され、または逆算される場合には、当該日は算入しないものとします。
  - (d) 支払いまたはその他の行為が(本条の規定がない場合に)営業日以外の日に行われなければならない場合、かかる支払いまたは行為は翌営業日に行われるものとします。
  - (e) 「含む」または「含まれる」とは、「含まれるがこれに限らない」または「含むがこれに限定されない」ことを意味します。
- 1.3 本取引約款は、作成当事者について、当該当事者による作成を理由として不利に解釈されません。
- 1.4 本取引約款の規定と適用法令が抵触する場合、原則として、適用法令が優先します。ただし、証拠金差入請求に関しては、本取引約款に適用法令に基づき定めるところが優先するものとします。
- 1.5 日本語以外で記載された取引約款との間で解釈に相違が生じた場合は、本取引約款(日本語版)が優先します。

---

## 2 開始

- 2.1 本取引約款は、発効日以降効力を有し、本取引約款に基づく両当事者の権利および義務に適用されます。

---

## 3 サービス

### 本サービスの利用

- 3.1 本サービスは、当社と、本約款およびその他契約事項等に同意し、当社の審査により、当社が承諾した場合に限りご利用いただけます。
- 3.2 当社は、前項により口座開設をお断りする場合、その内容について一切開示しないものとします。
- 3.3 本サービスは、当社が利用を承諾後にお客様に発行したログイン番号、パスワードと、お客様が本サービス利用時に使用するログイン番号及びパスワードが一致した場合にのみ、ご利用いただけます。

### 取引の認知

- 3.4 本システムで顧客から送られる指示は如何なるものも、当社が受け付けた場合のみ有効であり、その様な指示が当社により履行されたものとして記録され、本サービスの画面を通して、顧客が確認した時のみに当社と顧客間に結ばれた取引となります。単に顧客から指示が伝達されただけでは当社と顧客間に結ばれた取引とはなりません。

## 本人確認

- 3.5 当社は、顧客の指示による口座閉鎖、又は支払うべき金額の送金、若しくはその他当社が必要と判断する場合は、当社が合理的に要求する形式で確認を要請することが出来るものとします。

## ディーリング・サービス

- 3.6 顧客が本取引約款上の義務を履行することを条件として、当社は顧客との間で本取引約款に基づく CFD 取引を行うことができます。

## 本人取引

- 3.7 一切の約定について、当社は約定の相手方たる本人となります。
- 3.8 顧客は、書面による特段の合意のない限り、一切の約定について、約定の相手方たる本人として取引するものとします。顧客が代理人として取引する場合、顧客が取引主体たる本人を当社に開示するか否かを問わず、当社が特に書面をもって合意する場合を除いて、当該取引主体を「顧客」と認めることはありません。この場合、代理人として取引している者が当社の「顧客」であって、一切の約定の相手方たる本人として取引しているものとみなされます。
- 3.9 当社が発行するログイン番号とパスワードは、顧客本人のみが使用でき、第三者に貸与又は譲渡出来ないものとします。
- 3.10 顧客がログイン番号とパスワードを第三者に貸与又は譲渡した場合、若しくは、通信の傍受、盗聴、窃盗、詐欺等により第三者に漏洩した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 情報利用の制限

- 3.11 本サービスに係る一切の情報に関する知的所有権は、当社もしくは当社が契約する委託先に帰属し、顧客は自らの取引にのみ使用するものとし、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
- (1) 情報を営業目的で使用することはもちろん、第三者に提供すること並びに他の者と共同で使用すること。
  - (2) 情報を第三者に提供する目的で、加工、再利用、又は再配信すること。

## アドバイス

- 3.12 当社は顧客に一切の投資アドバイスを提供しません。当社が顧客と約定を締結した場合であっても、顧客は当社が当該約定を推奨したものと、その有利性に同意したものと理解することはできません。
- 3.13 当社は、適用法令を遵守して顧客に情報を提供することができます。顧客による一切の投資に関する意思決定（顧客による新規約定、約定の維持または売却に関する意思決定を含む。）は、顧客の裁量および責任において行われます。特に、当社は顧客に対して、顧客が新規約定または約定の維持もしくは売却を行うべきか否かについての投資アドバイスを提供しません。
- 3.14 当社は、顧客が意思決定を行う前に、顧客自身の具体的な需要、投資目的および財務状況を考慮し、これらが不明な場合には、CFD 取引の適合性について独立した財務アドバイスを受けることを推奨します。
- 3.15 適用法令に別段の規定がない限り、当社は顧客が以下の結果、またはこれに起因もしくは関係して被った一切の損害、損失または被害について、一切責任を負いません。
- (a) 本取引約款に基づき顧客が実行し、または顧客に対して提示された取引について、当社が提供し、または当社に代わって提供された一切の情報の誤解。
  - (b) 本取引約款に基づき顧客が売買する可能性のある一切の投資および金融商品について当社が提供し、または当社に代わって提供された一切の情報。

ただし、本取引約款第3.15条は、当社の故意または重過失に関しては適用されません。

## 売買の結果とリスク

- 3.16 顧客は当社に対して以下に同意します。

- (a) 当社は、CFD 取引の約定結果について、一切の表明または保証を行っていないこと、
- (b) 顧客は CFD 取引の約定に関するリスクについて理解しており、顧客がかかるリスクを負担すること。

---

## 4 営業日および取引時間

### 営業日

4.1 「営業日」とは、以下を意味します。

日本における一切の銀行営業日(土曜日、日曜日および祝祭日を除く)。

### 祝祭日

4.2 当社は、一切の CFD 取引について、関連する原資産にかかる市場に影響を与えると当社が合理的に判断する法域における祝祭日には、価格を提示し、または注文もしくは指図を受け入れる義務を負いません。当社は、適宜当該祝祭日ならびに影響を受ける商品およびサービスについて、取引システム上で通知します。

### 通常の取引時間

4.3 当社の取引時間は、各商品の原資産および祝祭日によって異なり、通常、銘柄一覧表に規定された時間とします。当社は、かかる時間中、本取引約款の第4.4条その他本取引約款に定める条件に従い、当社商品にかかる価格を提示し、顧客からの注文または指図を受け入れます。当社は合理的期間前に通知することにより取引時間を変更することがあります。

### 時間制限取引

- 4.4 当社は、時間制限取引が適用される一切の当社商品について、その参照する原資産の関連取引所の営業時間外には、当社商品にかかる価格を顧客へ提示し、または、顧客からの注文もしくは指図を受け入れる義務を負いません。
- 4.5 当社は、適宜、時間制限取引が適用される当社商品をウェブサイトまたは取引システム上で指定します。当社は、かかる当社商品のリストを適宜修正することができます。

---

## 5 価格

- 5.1 当社は、当社商品に関し、顧客との間で CFD 取引を行う意思のある価格(売値または買値)、すなわち提示価格を提示します。この場合、顧客は、以下につき同意するものとします。
  - (a) 当社は本取引約款に基づき顧客の相手方として行為し、顧客との間で売買を行う意思のある価格を提示すること。
  - (b) その他金融商品取引所等におけるマーケット・メーカーまたは第三者により適宜提示または売買される価格は、当社商品には適用されないこと。
- 5.2 以下の場合を除き、当社が提示する価格、すなわち提示価格で当該 CFD 取引を行うか否かの決定は、顧客の責任です。
  - (a) 当社が約定を終了する権利を行使する場合、または、
  - (b) 約定が自動的に終了される場合。

顧客は、提示価格で当該 CFD 取引を行うと決定した場合、当社に対して当該価格で取引を行う旨の意思を表示します。当社は、マーケットが急激に変動した場合などには、やむを得ず、当社の裁量に基づき、当初提示した価格の見直し、または、提示の取り消しを行う場合があります。

- 5.3 顧客が通常の取引サイズ外の発注を行ったり、またはある CFD 取引に関する全顧客の注文総額が通常の取引サイズ外となる場合においては、かかる顧客の注文には特別の条件または要求が適用される場合があり、当社はかかる注文を検討す

る時点でその旨を顧客に通知します。この場合、当社は特別の市場価格を提示することができ、顧客はその裁量に基づき、かかる市場価格を承諾または拒否できます。

- 5.4 提示価格には、過誤が含まれる可能性があります。かかる過誤により、明らかに誤りと合理的に判断される価格で成立した約定について当社はその裁量で顧客に通知の上、これをキャンセルすることができるものとします。また、かかる過誤により、市場もしくは取引条件から見て明らかに誤りと当社が合理的に判断する価格で成立した約定については、当社は、これをキャンセルし、顧客に通知を行うことができるものとします。
- 5.5 当社は、顧客が取引システムを修正または変更した結果、顧客からの当初の発注時点以降に生じた当社スプレッドの変化が表示されないために、取引実行時の当社スプレッドから乖離する価格で実行され、または市場もしくは取引条件から見て明らかに誤りと合理的に判断される価格で実行された一切の約定については、これをキャンセルし、顧客に通知を行うことができるものとします。
- 5.6 当社は、その故意または重過失による場合を除き、顧客が、市場もしくは取引条件から見て明らかに誤りと合理的に判断される価格に基づいて取引を行ったために被った一切の損失または損害について、一切の責任を負わないものとします。

---

## 6 法令上の要件

- 6.1 本取引約款の他の一切の規定にかかわらず、本サービスの提供に当たり、当社は全ての適用法令を遵守する上で必要と認め一切の行為をその裁量に基づき行う権利を有します。
- 6.2 顧客は全ての適用法令を厳守することに合意します。当社が合理的に顧客による適用法令違反と判断する場合は、当社は本取引約款に基づく CFD 取引を予告なくして直ちに解除し、終了することができます。

---

## 7 証拠金の確認および支払いに関する顧客の義務

### 顧客の支払義務

- 7.1 顧客は、当社に対して以下の支払義務を負います。なお、これらは現金でのみ支払可能とし、株券等の有価証券その他の資産で代用することはできないものとします。
  - (a) 銘柄一覧表で指定された証拠金率(本取引約款第 7.3 条に基づき変更されることがあります。)により、必要証拠金額(常時、ロスカット・レベル(最低資産残高)を上回る必要があります。)を含む当社が本取引約款に基づき要求する金額。
  - (b) 適宜、約定に基づき当社に対して支払うべき金額(手数料を含む。)、および一切の顧客口座の債務決済に要する金額。
  - (c) 当社が、顧客の当社に対する債務に関して、本取引約款に基づき適宜要求する金額。

### 顧客の証拠金

- 7.2 顧客は、いかなる時点においても本取引約款第7.1条に基づく証拠金を当社に提供し、これを顧客口座に維持することを約束し、顧客は当社との間で取引を実行する都度、かかる約束を繰り返すものとします。顧客が複数の顧客口座を保有する場合、かかる約束は各顧客口座に個別に適用されます。
- 7.3 顧客は、当社が法定の範囲内で裁量に基づき証拠金率を変更できることに合意し、これを認めます。変更後の証拠金率は、本取引約款第 15.8 条の規定に従い、当社の裁量に基づき既存のポジションおよび新規ポジションに適用されます。
- 7.4 本取引約款における証拠金の計算規定は顧客口座内の取引口座ごとに累積的なものであり、顧客の証拠金の必要額は、各取引口座について算出された額の合計額となります。

## 支払

- 7.5 顧客は、当社に対する送金依頼内容について、あらゆる点において正確に指定する責任を負います。当社は、適宜顧客に対し、当社に対する支払に関して実務的な取り決めの詳細を提供します。

## 顧客による証拠金の確認

- 7.6 当社は、電子設備を通じ、顧客に顧客口座へのアクセスを認め、また顧客が本取引約款に基づき当社に差し入れるべき一切の証拠金を算出するために必要な情報を提供します。当社は、顧客が差し入れるべき証拠金の額を、ひまわり交換レートを用いて換算した日本円で報告します。電話による発注を行う顧客は、新規ポジションの設定または既存ポジションの終了に関する一切の発注を行う前に、既存のポジションに係る証拠金に関する情報を含め、顧客口座に関する全ての関連情報を確認する責任を負います。当社は顧客がかかる証拠金に関する情報を含む関連情報を確認しなかったことに起因して被る一切の損失について責任を負いません。
- 7.7 本取引約款第7.2条および第条 7.7 に基づく、いかなる時点においてもポジション監視を行い、必要証拠金額を上回る資産を維持する本取引約款に基づく顧客の責任は、一日 24 時間適用されます。
- 7.8 本取引約款第4.5条に基づく時間制限取引の適用が解除された場合、主たる取引所における取引終了後、既存ポジションが時価評価され、これにより顧客の必要証拠金額が変化する可能性があります。顧客がかかる追加的リスクの負担を望まない場合、顧客は、時間制限取引の適用が解除された後いつでも、影響を受ける一切の約定を終了することができます。
- 7.9 第 7.9 条から第 7.12 条の効力を制限することなく、顧客は証拠金支払に関する顧客の責任は、取引実行時点より発生することについて合意し、これを認めます。
- 7.10 顧客は、顧客の本取引約款に基づく支払所要額を記載した当社による通知は、顧客の支払所要額についての一応の証拠となることに合意し、これを認めます。

## 顧客口座に対する不正確な貸方(資産)記帳

- 7.11 故意または重過失による場合を除き、顧客が当社の過誤または当社を代理して行われた過誤により顧客口座に入金された資金で取引を行った結果、顧客が被った一切の損失または損害について、当社は責任を負いません。
- 7.12 当社は、当社またはその代理人による過誤に基づき顧客口座に入金された一切の資金を、顧客に通知の上、顧客口座から控除する権利を有します。

---

## 8 当社の顧客ポジション制限または終了に関する権利

### 一般的権利

- 8.1 当社は、事前の要求、請求または通知の有無を問わず、本取引約款に基づく一切の権利に加えて、以下を行う権利を有します。
- (a) 当社が合理的に適切と考える顧客のポジションの全部または一部の終了。
  - (b) 約定金額または約定数量に基づく顧客のポジションのサイズ(ネットまたはグロス)の制限。
  - (c) 新規ポジション設定に関する注文の拒否。
  - (d) 当社が保有する顧客資産または顧客利益の払い戻しを控えること。
- ただし、次のいずれかの条件が満たされていることがその条件となります。
- i. 当社が取引条件が異常または混乱していると判断する場合。
  - ii. 当社が、顧客について特定事由が発生した、または本取引約款に基づく当社の権利の保護のため必要であると判断する場合。

- iii. 当社の支配が及ばない事由によって関連市場に関する情報が入手不可能であるため、当社が当該約定について価格提示を行えない場合。
- iv. 当社が、顧客が内部者情報を保有している、反社会的勢力に該当する、または適用法令に違反していると認める場合。
- v. 当社または顧客が金融庁またはその他一切の規制当局による要求を受けた場合。
- vi. 顧客がいずれかの支払不能事由に該当する場合。
- vii. 顧客がいずれかの約定に関する証拠金、預託金またはその他本取引約款に基づき支払を要する金額を提供しなかった場合。
- viii. 当社が、本取引約款第15.3条に基づき本取引約款を変更する権利を行使した場合。
- ix. 約定に関する顧客の注文およびその他全ての注文の合計が通常取引サイズを上回る場合。
- x. ポジション・リミット超過となっている、またはその可能性が高い場合。
- xi. 当社が顧客のポジションについてヘッジ取引をできない場合またはカバー先によりポジションをクローズされた場合
- xii. 相場操縦された場合または取引システムに障害を生じるのでなければ通常は発生しないような有利な価格を取得するため、顧客が取引システムの障害を不公正に利用する場合

8.2 第8.1条によって、当社は同条に基づく権利を行使する一切の義務を負担するものではありません。

## ロスカット

8.3 顧客口座の資産がロスカット・レベル(総資産額が、必要証拠金額、もしくは 200 米ドル相当額のいずれか大きい額)を下回った場合、当社は、顧客の未決済約定の一部または全部を、市場の現状が許す範囲で適切に終了するものとします。当社は顧客口座の資産がロスカット・レベルに達した場合、例外なくロスカットしますが、市場が混乱している状況にある等ロスカット・レベルでは決済できない場合があり、この場合当社は顧客の損害について責任を負いません。

## ポジション・リミット

8.4 当社はその裁量に基づき、顧客の既存ポジションのサイズを約定金額または約定数量(ネットまたはグロス)によって制限する旨、事前に口頭または書面の通知を行うことなく、顧客の既存ポジションのサイズを約定金額または約定数量(ネットまたはグロス)によって制限することができます。本条に基づき制限された約定金額または約定数量をポジション・リミットといいますが、

8.5 本取引約款第8.1(a)条に基づく当社の権利は、顧客の注文を当社が受け入れたことにより顧客がポジション・リミットを超過する結果が生じた場合においても、それによって影響または制限を受けません。

## 権利行使

8.6 当社が未決済約定の全部または一部を終了する権利を行使した場合、当社は一切の清算金額(差益)を顧客が当社に支払うべき金額の支払いに充当することができます。当社はまた、当該清算金額(差損)を顧客の証拠金から控除ことができ、清算金額(差損)が証拠金額を上回る場合には、顧客は取引システム上に表示される当該差額につき、当社に支払うものとします。

8.7 本取引約款第8.1(a)条および第 8.3 条に規定された状況において当社が未決済約定の全部または一部を終了する権利に関して、顧客は当社が裁量をもって終了する顧客ポジションおよびその範囲を決定することに合意し、これを認めます。

8.8 当社は、顧客口座が赤字となっている場合を含め、顧客ポジションの全部または一部を、本取引約款に基づく当社の権利に基づいて終了することができます。ただし、それによって顧客が本取引約款に基づく必要証拠金額を維持する義務に影響せず、これを減ずるものではありません。顧客が本取引約款に基づく必要証拠金額を満たさずにポジションを維持した場合、顧客はかかる結果生じた全借方(負債)残高について責任を負います。

---

## 9 証拠金等の分別管理等

- 9.1 当社は、証拠金等適用法令において分別管理等が要求される顧客の資金について、有価証券関連 CFD にかかるものについては同法第 43 条の 2 に従い、また商品関連 CFD については商品先物取引法第 210 条に従い、信託会社または信託業務を営む金融機関を受託者、顧客を受益者とする信託契約に基づく信託口座に、当社の固有財産と分別または分離して管理するものとします。
- 9.2 顧客は、証拠金等適用法令において分別管理等が要求される顧客の資金について、第 9.1 条に規定するとおり、顧客を受益者とする信託口座において分別または分離して管理されることに合意し、これに関するリスクを理解します。
- 9.3 当社は、第 9.1 条に規定する信託口座に保管される顧客の資金から生ずる一切の金利について単独で権利を有し、かかる金利または利益は当社に対して支払われます。
- 9.4 顧客は、撤回不能かつ無条件で当社および当社の一切のアソシエイトに以下の権限を付与します。

本取引約款に基づく顧客の当社および当社のアソシエイトに対する一切の支払いに充当するために、第 9.1 条に規定する信託口座に保管される顧客資金を引出し、控除または充当すること。これには、顧客による約定の売買に関する証拠金の差入、調整または決済のための支払いもしくはそれらに関連する支払い、または当社に対する金利もしくは金融手数料(オーバーナイト金利)の支払いが含まれ、顧客は、本項に基づき当社が引出し、控除しまたは充当した金額は本取引約款に基づき当社に帰属し、当社の取引相手に対する支払いを含め、当社が適宜業務に使用できることに合意し、これを認めます。

### 第三者口座

- 9.5 顧客は、当社が事前に書面により第三者口座からの資金受け入れに合意しない限り、一切の資金送金を顧客名義の口座から行い、第三者口座から行わないものとします。
- 9.6 顧客は、以下について合意し、これを認めます。
- (a) 当社は、事前にかかる送金の受領に合意していない限り、裁量に基づき、第三者口座からの資金送金を返却することができるが、かかる義務は負わないこと。
  - (b) 当社は、当社が第三者口座から送金された資金を返却した結果、またはこれに起因・関連して顧客が被る一切の損失について一切の責任を認めず、これを負わないこと。これには、その後顧客が本取引約款に基づく債務不履行に陥ったことによって発生する一切の損失も含まれます。

---

## 10 手数料・公租公課

- 10.1 手数料等一覧に、約定に関する取引手数料が明示的に表示されている場合、顧客はかかる手数料を支払わなければなりません。
- 10.2 顧客は、適用される一切の消費税およびその他の税金、並びに当社が一切の約定または本サービスに関して顧客のために負担するその他一切の公租公課を支払います。
- 10.3 当社は、法律上、支払金額または入金額からの控除または源泉徴収が義務付けられる税金を、本取引約款に基づく支払金額または顧客口座に対する入金額から控除または源泉徴収する権利を有します。
- 10.4 顧客は本取引約款第 12.5 条に従い、顧客口座のキャッシュ・バランスにある貸方(資産)残高のうち必要証拠金額を超える部分について、当社にその払戻を要求することができますが、これは証拠金の払戻であり、決済損益の一部として扱われません。よって、決済損益が確定するのはあくまで当該 CFD 取引を決済した時点となります。

---

## 11 顧客口座

### 個別口座

- 11.1 顧客が当社に複数の口座を開設した場合、当社は、本取引約款に明示的に別段の定めがない限り、かかる口座を完全に別々に扱います。したがって、特定の口座に証拠金として差し入れられた資金を含む一切の入金は、当社が本取引約款第13条に基づく権利を行使した場合を除き、他の顧客口座に関する顧客の一切の責任を消滅させるものではありません。

---

## 12 支払い

### 12.1

- (a) 顧客が、本取引約款に基づいて既に支払いを行い、または今後支払うべき金額から控除または源泉徴収を行うことが法的に義務づけられている場合、または
- (b) 当社が本取引約款に基づき既に受け取り、または今後受け取る金額について、またはこれに関連して税金（純利益に対する税金を除く）の支払いを法的に義務づけられている場合には、

当社が既に支払い、または支払うべき、または既に受け取り、または受け取るべき金額は、当社がかかる控除、源泉徴収または税金の支払い後に受領し、これを（かかる控除、源泉徴収または支払いについて一切の責任を負うことなく）保持できるようにするため、かかる控除、源泉徴収または税金の支払いがなければ当社が受け取ったであろう金額に相当する額を増額して支払われるものとします。

- 12.2 任意の日において、本取引約款に基づき当社および顧客が同一口座に関して互いに支払うべき同一通貨建ての金額のうち等しい金額について、当該日における当社および顧客の当該金額にかかる支払義務は自動的に相殺され、消滅します。
- 12.3 任意の日において、本取引約款に基づき一方当事者が同一口座に関して支払うべき合計金額が、本取引約款に基づき他方当事者が同一口座を用いて支払うべき同一通貨建ての合計金額を上回る場合、支払うべき金額が大きい当事者が超過額を他方当事者に支払うことで、各当事者の支払義務は満たされ、消滅します。
- 12.4 本取引約款に別段の規定のない限り、本取引約款に基づき当社（または当社が使用する代理人）に支払うべき全ての金額は、当社の裁量により、以下のいずれかの方法で支払われるものとします。
- (a) 当社が顧客のために保有する一切の資金からの控除、または
- (b) 本取引約款、約定通知または取引残高報告書（日次報告書もしくは月次報告書）等、他の通知書の規定に従った顧客による支払い。
- 12.5 顧客口座のキャッシュ・バランスに貸方（資産）残高がある場合、顧客は当社に対し当該価格を顧客が指定する方法で払い戻すよう要求することができます。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社はその裁量により、顧客が要求する一切の支払いを（その全部または一部について）保留することができます。
- (a) 当該口座の未決済ポジションが名目損失を計上している場合。
- (b) 原資産にかかる市場の状況から、未決済ポジションに関する一切の現在または将来的な証拠金差し入れのために当該資金が必要となる可能性があるとして当社が合理的に判断した場合。
- (c) 本取引約款第13.2条に基づき、顧客が当社またはそのアソシエイトに開設したいずれかの他の顧客口座について当社またはそのアソシエイトに対して偶発債務を抱えている場合。
- (d) 当社が、本取引約款または一切の関連約定について当社と顧客の間に未解決の係争事項が存在すると合理的に判断した場合。
- (e) 当社が、当社の法令遵守のために必要である、または望ましいと判断した場合。

- (f) 顧客との取引が本取引約款のいずれかの条項に違反すると当社が合理的に判断する場合

当社がかかる行為を行う判断をした場合、本取引約款第12.5(e)条が適用される場合を除き、当社は合理的に可能な限りすみやかに顧客に通知します。

## 権限および利益

- 12.6 各当事者は、本取引約款に基づく約定に関して他方当事者に対して行う一切の支払いによって移転される権利、権限および利益は、譲渡人またはその他一切の第三者のための質権、抵当権、譲渡担保その他の担保権等の負担を伴わないものであることに合意します。
- 12.7 本取引約款の一切の規定は、一方当事者の利益のために、約定に基づき一方当事者が他方当事者に移転する一切の現金またはその他の財産に対して一切の質権、抵当権、譲渡担保その他の担保権等を設定するものではありません。

---

## 13 債務不履行

- 13.1 特定事由の発生後、当社は以下の権利を有します。
- (a) 当社またはそのアソシエイトもしくは代理人が随時占有または支配する顧客の資産および財産の全部または一部を任意の方法で売却もしくはその上に担保権を設定し、または保証の履行を求めること、
  - (b) 顧客の債務に関する表明保証の履行を求めること、
  - (c) 当社が裁量に基づき要求する方法で直ちに約定を終了し決済するよう顧客に要求すること、
  - (d) 当社が決定するレートおよび時期に任意の取引を行うこと、
- かつ、当該行為により調達した金額を当社に対する未払いの一切の債務弁済に充当すること。
- 13.2 特定事由が発生した場合、当社は本取引約款第 13.1 条各号のほか、当社の他の権利に不利な影響を与えることなく、いつでも通知なくして以下を行うことができます。
- (a) 顧客が当社またはアソシエイトに開設している全てまたは任意の顧客口座の合算、閉鎖または統合を行い、当社が裁量に基づき判断する方法で、当社またはアソシエイトと顧客の間における一切の債務を相殺すること、
  - (b) 当社またはアソシエイトの顧客に対する債務の履行を、顧客が当社またはアソシエイトに対して偶発債務を負担する可能性がある限りにおいて留保すること、
- 13.3 顧客は、当社が顧客に対する事前の通知なくして本取引約款第13条に規定されたあらゆる手続きを実施することを認め、当社がかかる手続きを実施したことによって生じた一切の結果について責任を負わないことを認めます。本取引約款第13条に規定する権利は、当社またはそのアソシエイトが顧客に対して保有する他の一切の権利を排除するものではありません。顧客は、本取引約款または顧客が当社もしくはアソシエイトと締結する一切の契約に基づく当社およびアソシエイトの権利を保全するために当社が要求する文書を作成し、その他の行為を行います。

---

## 14 利益相反

- 14.1 当社、アソシエイトまたはその他の当社関係者は、本取引約款に基づき実行される一切の約定または当社が提供する取引システムの使い方等のアドバイス(投資アドバイスにはあたらないもの)に関連して、顧客の利益に反する重要な利益、関係または取り決めを有する可能性があります。本取引約款の締結により、顧客は当社が顧客に事前に連絡することなく、かかる取引を実行できることに同意します。
- 14.2
- (a) 当社は顧客と利益が相反したまたは利益が競合する可能性のある第三者に対して、アドバイスおよびその他のサービスを提供することができます。

(b) 当社およびアソシエイトは、自らまたは他の顧客のために、顧客と反対のポジションを建て、もしくは顧客と競合する同一または同様のポジションを建てることができます。

14.3 当社は故意に顧客に優先して他の者の利益を図ることはありませんが、かかる競合の結果生ずる可能性のある一切の損失について責任を負いません。

14.4 当社は適宜、本サービス提供のため、アソシエイトとの間で、またはアソシエイトを通じて取引を行うことがあります。

---

## 15 修正

### 完全な合意

15.1 本取引約款は、顧客に対して送付される各取引に関する全ての約定通知および各種確認書とともに、本サービスの提供に関する両当事者間の完全な合意を構成します。

15.2 本取引約款は、顧客と当社の間における本取引約款締結前の一切の口頭または書面による表明、取り決め、約束または合意に優先します。当社および顧客のいずれも、本取引約款で明示的に規定されていない一切の表明、取り決め、約束または合意に依拠していません。

### 修正

15.3 当社は、いつでも次のいずれかの方法で本取引約款を変更、更新または差替(「修正」)することができます。

- (a) 本取引約款第29条に従い、修正内容を記載した書面による顧客への通知。
- (b) 主たる修正内容を記載した通知へのリンクが記載された書面の顧客への送付。
- (c) 修正後の本取引約款へのリンクが記載された書面の顧客への送付。
- (d) 適用法令で認められる他の一切の手段。

15.4 顧客は、以下に合意します。

- (a) 当社は、本取引約款第15.3条に規定された単一の方法または複数の方法を用いて、修正内容等を記載した通知を顧客に提供でき、かつ
- (b) 修正内容等を記載した通知が複数の手段で顧客に提供された場合、かかる通知は通知が最初に顧客に提供された時点において行われたものとみなされること。

15.5 本取引約款に対する一切の変更は、本取引約款第15.3条に基づき顧客に通知が提供された後、当該通知に規定された日より発効するものとし、発効日に未決済の約定があれば、かかる約定の条件も当該変更に従って変更されます。顧客は本取引約款の条件に基づき、いつでも未決済ポジションを終了または本取引約款を終了する権利を有します。

### 商品提供の中止

15.6 当社は、随時顧客に対する書面の通知をもって、いずれかの当社商品の提供を中止することができます。当社は、当社が当該 CFD 商品の提供を中止する期日を予め顧客に通知します。顧客は、通知に指定された期日前に、当該当社商品に関する一切の未決済ポジションを終了することに同意します。当社は、通知にて指定された期日の取引終了時点において、当該当社商品についての一切の未決済ポジションを終了します。

15.7 当社が本取引約款第15.6条に基づき顧客の残存ポジションを終了する権利を行使する場合、顧客の未決済ポジションが通常の取引サイズを外れる場合を除き、当社はかかる未決済ポジションを該当する引け値にて終了します。顧客の未決済ポジションが通常の取引サイズを外れる場合、当社は当該ポジションを裁量にて市場慣行に基づき当社が決定する合理的価格にて終了します。

## 証拠金率の変更

- 15.8 顧客は、市場環境等の急激な変化等当社がやむを得ないと合理的に判断する場合には、本取引約款第7.3条に定める証拠金率の変更は、本取引約款第 15.5 条の規定にかかわらず、本取引約款に従って顧客に対して口頭または書面による変更通知を行い、記載された期日より直ちに有効となることに同意し、これを認めます。

---

## 16 契約終了

- 16.1 顧客は、当社に対して書面による通知を行うことで直ちに本取引約款を終了させることができます。
- 16.2 本取引約款第16.3条による場合を除き、当社は顧客に対して事前に通知を行うことで、何時でも本取引約款を終了することができます。
- 16.3 特定事由が発生した場合、当社は顧客に書面による通知を行い、直ちに本取引約款を終了することができます。
- 16.4 本取引約款が終了した場合、いずれの当事者にも違約金の支払義務は発生しません。契約終了は、既に発生した権利に影響を与えません。契約が終了した場合、当社は顧客が保有する全顧客口座を統合し、顧客の当社またはアソシエイトに対する全債務を控除した後に、顧客口座のキャッシュ・バランスの貸方(資産)残高を顧客に支払います。顧客口座のキャッシュ・バランスに借方(負債)残高が残った場合には、当社は速やかに顧客に対して当該残高および支払期日の通知を行い、顧客は当該残高を支払期日までに当社に支払うものとします。
- 16.5 本取引約款の終了後、当社は適宜、通知なくして当社と顧客間の一切の約定を終了することができます。

---

## 17 損失補償および責任制限

- 17.1 顧客は当社が以下に起因または関係して被った一切の損失、税金、費用、支出および債務(現在、将来的、偶発的その他を問わず、合理的な弁護士費用を含む)を当社に補償します。
- (a) 顧客による本取引約款に関する違反があった場合
  - (b) 当社が本取引約款第13条に規定された手続きを実施した場合
  - (c) 顧客によるいずれかの表明または保証が不正確または真実でなかった場合。
- ただし、当該損失、税金、費用、支出および債務が、当社の故意または重過失に起因する場合、これに該当する範囲を除くものとします。
- 17.2 かかる補償義務は、本取引約款の終了後も存続します。
- 17.3 適用法令が許容する限度において、当社は以下について責任を負いません。
- (a) 権限保有者による注文もしくは指図の過誤、または当社が権限保有者もしくは合理的に権限保有者と思われる者による一切の注文もしくは指図に従って行為したことに起因して顧客が被った一切の損失。
  - (b) 本取引約款第 17.3 条(a)に規定するほか、本サービス提供に起因または関係して顧客が被った一切の損失、費用、支出または債務(以下、総称して「損失」という。)。ただし、かかる損失が当社の故意または重過失に起因する場合、これに該当する範囲を除くものとします。
  - (c) 当社の過失に起因するか否かを問わず、顧客が被った一切の派生的損害。

---

## 18 表明および保証

### 独立した保証

18.1 本取引約款第18条の各保証は、独立して解釈され、他の一切の保証との関連で制限されることはありません。

### 当事者の保証

18.2 当社および顧客(個人顧客については適用あるものに限り、)は、本取引約款の日付をもって、また本取引約款の期間中、以下について相互に表明し、保証します。

- (a) **法人:**適式に設立され、設立された法域の法の下で有効に存続していること。
- (b) **行為能力:**資産を所有し、現在行っている業務を営む能力を有すること。
- (c) **権限:**本取引約款を締結し、これに基づく義務を履行する完全な権能および権限を有すること。
- (d) **認可:**本取引約款の締結、交付および履行が承認されるために必要な全ての行為を実行したこと。
- (e) **拘束力のある債務:**本取引約款は、合法的かつ有効な契約を構成し、その条件に基づき法的に執行可能であること。
- (f) **許可された取引:**当該当事者による本取引約款の締結、交付および実行は、以下の一切の規定について現在および将来的に、いかなる違反行為にも該当しないこと。
  - (i) 一切の適用法令、許認可、決定、判決、一切の政府当局による命令。
  - (ii) 当該当事者の定款。
  - (iii) 当該当事者またはその一切の資産に対して拘束力を有する負担または文書。
- (g) **支払不能:**当該当事者について支払不能事由が生じていないこと。
- (h) **法令遵守:**当該当事者が、一切の適用法令の要件および条件に基づきその事業を営んでおり、将来的にもこれらを遵守すること。
- (i) **登録/許可:**当該当事者が、必要な範囲において(適用がある場合)、本取引約款に定める行為を行うため適法に登録または許可等を得ており、かかる行為を継続するために必要とされる一切の登録または許可等を常に維持すること。および、
- (j) **訴訟:**当該当事者の財務その他の状況に重大な不利益をもたらすことが合理的に予想される、当該当事者またはその資産を対象とした一切の裁判所またはその他の政府当局または自主規制機関における訴訟または紛争処理手続きが、現在係属中ではなく、または当該当事者の知る限り、そのおそれもないこと。

### 顧客による追加的保証事項

18.3 顧客は以下について保証し、表明します。

- (a) **財産に対する負担の不在:**顧客がいかなる目的であれ提供する金銭またはその他の資産は、本取引約款に従い、いかなる時点においても一切の担保、留置権、質権、または負担を設定されておらず、顧客が受託者である場合を除き、顧客が実質的な所有者であること。

18.4 第18.3条の保証および表明は、顧客が当社に指図を行う都度繰り返されたものとみなされます。

18.5 顧客は、本取引約款の有効期間中を通じて、当社に提供された詳細情報の一切の変更または当社が顧客と取引を実施する上での前提に影響を与え得る、財務状況に関する一切の重大な変更または予定される変更について、速やかに当社に通知することを約束します。

## 顧客が受託者である場合の追加的保証

- 18.6 本取引約款第18.6条は、顧客が退職年金を含む信託または基金の受託者である場合に適用されます。
- (a) 本取引約款第18.6条においては、
    - (i) 「信託」とは、顧客の詳細情報に記載された信託または基金を意味し、
    - (ii) 「信託契約」とは、信託に適用される、申込書に記載された信託契約(適宜、変更、置換、補足または再設定された内容を含む。)を意味します。
  - (b) 顧客は、本人として、また信託受託者として本取引約款を締結することに合意し、これを認めます。
  - (c) 顧客によるその他一切の表明および保証に加え、顧客は当社に以下の表明および保証を行います。
    - (i) 必要な場合には、信託は適法に設定され、本取引約款日において有効に存在し、関係当局が信託契約に適切に捺印していること。
    - (ii) 顧客は適法にかかる信託の受託者に任命され、現在その単独の受託者であること。
    - (iii) かかる信託の内容は、信託契約の記載に従うこと。
    - (iv) 顧客は、
      - (A) 信託契約に基づき、本取引約款を締結し、本取引約款で企図する取引を実行する完全、適法かつ無制限の能力を有し、
      - (B) 本取引約款を締結し、その規定を全て遵守する能力を有すること。
    - (v) 本取引約款または一切の約定の適法性、有効性もしくは執行可能性、または本取引約款に基づくもしくは本取引約款に関する顧客の義務履行能力を争い、もしくはそれに疑義があると主張し、または影響を与える可能性のある訴訟が、顧客またはいずれかの信託資産を対象として、裁判所、政府当局、委員会、仲裁人の下で進行もしくは係属していることは一切なく、またそのおそれもないこと。
  - (d) 顧客は、以下に該当した場合は、直ちに書面にて当社に通知することを約束します。
    - (A) その理由、時期を問わず、顧客が信託の単独の受託者でなくなった場合。
    - (B) 信託が終了し、または他の一切の理由により存続しなくなった場合。
    - (C) 信託資産残高が顧客による未決済の約定または本取引約款に基づく債務の履行に不十分となるような信託の資本の分配が行われた場合。
- 18.7 (e) 上記の保証および表明は、顧客が当社に指図を行う都度繰り返されたとみなされます。

---

## 19 秘密保持および個人情報の取扱い

- 19.1 本取引約款の第19.2条および第19.3条に規定された場合を除き、いずれの当事者も、職務上またはその他の理由で保有に至った他方当事者の業務、投資、財務またはその他の事項に関する秘密情報を(適用法令、一切の規制当局、または合法的に開示請求を行う権利を有する者に開示を求められた場合、または本取引約款に基づく義務を適切に履行するため必要な場合を除き)一切の第三者に対して開示できません。各当事者は、かかる一切の開示を防止すべくあらゆる合理的な努力を行います。
- 19.2 顧客は本取引約款の締結により、適用法令を含む法令もしくは規則に基づく場合、または規制当局に求められた場合、顧客に関する秘密情報を事前の通知なくして開示する権限を当社に与えます。
- 19.3 顧客は本取引約款の締結により、当社の個人情報保護宣言に規定の通り、顧客に関する個人情報の処理、開示および使用を行う権限を当社に与えます。

---

## 20 指図および権限保有者

### 指図

- 20.1 顧客は、発注を行うこと、または、当社に対して口頭もしくは書面で指図を行うことができます。顧客を代理して発注または当社に対する指図を行う権限を有する者は、本取引約款第 21.13(a)もしくは(b)条に基づき顧客が当社に届け出た者、または同(c)条に基づき当社が承認した者とし、当社に対する書面による通知またはその承認をもって変更することができます。当社は、実際に書面による通知を受領しまたはこれを承認するまで、かかる一切の変更に拘束されません。
- 20.2 当社は、一切の権限保有者または実際の権限の有無を問わず当社に権限保有者とみなされる者の口頭または書面による注文または指図に従って行動する権利を有します。特に、当社は顧客のユーザー名、口座番号、ユーザーID またはパスワードを使用して送信された一切の注文または指図に従って行動する権利を有します。
- 20.3 顧客は、一切のユーザー名、口座番号、ユーザーID およびパスワードを含む顧客口座に関する全セキュリティ情報を秘密扱いしなければなりません。当社は、顧客のユーザー名、口座番号、ユーザーID またはパスワードを使用する者の権限を確認する義務を負いません。顧客がこれらの秘密性が失われたことを知った場合、またはその疑いを持っている場合は、可及的に速やかに当社に連絡し、これらを変更する必要があります。

### 必要な指図

- 20.4 顧客は、一切の約定または一定の約定について当社が顧客に求める一切の指図を、速やかに当社に与えなければなりません。顧客が速やかにかかる指図を提供しない場合、当社は、自社または顧客の保護のため合理的に必要なまたは望ましいと裁量をもって判断する合理的手順を、顧客の費用にて実行することができます。
- 20.5 顧客は、顧客の約定について当社が指図を求める重要な期日や事由を確認する責任を負います。
- 20.6 当社は、以下の場合、一切の注文または指図について、(当社が合理的に要求する方法で)確認を求めることができます(ただしいかなる場合においてもその義務を負いません。)
- (a) かかる指図が顧客口座の閉鎖または顧客に支払うべき金額の送金に関するものである場合。
  - (b) 当社が合理的にかかる確認が必要または望ましいとみなす場合。
- 20.7 当社は、必要に応じて口頭または書面にて指図を承認することができます。

### 顧客のリスク

- 20.8 本取引約款第5.4条に規定された場合を除き、顧客が送信した一切のインターネット注文またはインターネット指図は、当社がかかる注文または指図を受諾した旨を記録し、顧客に対してその旨を確認した時点で初めて有効な指図および/または当社と顧客の間の約定とみなされます。
- 20.9 顧客による注文または指図の送信だけでは、当社と顧客の間における拘束力のある約定は生じません。顧客による一切の注文は、当社がこれを受諾し、かかる注文の受諾が記録され、当社から顧客に対して確認されることを条件とします。顧客は発注した取引に関する確認が届かない場合、当社に問い合わせを行う責任を負います。
- 20.10 当社は、顧客によるインターネット注文、インターネット指図、またはその他一切の書面による通信について、以下のいずれかの事由が生じた結果、顧客が被った一切の損失、費用、支出または責任(間接的損失を含む。)について責任を負いません。
- (a) 当社が受信しなかったこと。
  - (b) 内容の毀損または送受信の遅延。

顧客は、顧客のユーザー名、口座番号、ユーザーID およびパスワードを使用して行われる全てのインターネット注文およびインターネット指図、およびその他電子的に送信される全情報の正確性について責任を負います。

- 20.11 顧客は、以下の事由によって当社が被る一切の損失を当社に補償することに同意します。

- (a) 権限保有者による一切の注文または指図の過誤。
- (b) 権限保有者による、または合理的に権限保有者によるものとみなされる一切の注文または指図に従って行動したこと。

## リアルタイム取引

- 20.12 当社による取引および注文の実行はリアルタイムで行われ、当社は以下の事由が存在する場合にも、指図または注文に従って行動することを拒否する義務を負わず、かかる義務を負うことはありません。
- (a) 過誤による送信であった場合。
  - (b) 結果として顧客口座に借方(負債)勘定が発生する場合。

## 権限保有者

- 20.13 本取引約款に関しては、次のいずれかの場合に限り、本取引約款第20.1条に基づき個人に発注権限を付与することができます。
- (a) 顧客が会社、法人もしくは社団法人である場合、顧客の役員または従業員。
  - (b) 顧客がパートナーシップである場合、顧客のパートナーまたはその従業員。
  - (c) 本取引約款第20.13(a)条および同(b)条に規定された場合以外については、代理権の範囲および有効期間を特定した委任状または当社が適宜指定する様式により代理権を承認された者。
- 20.14 顧客は、以下について同意し、これを認めます。
- (a) 本取引約款第20.13(c)条に基づき権限を付与された者は、当社が保管する顧客の資金または財産の引き出しまたは移転の指図を行うことを認められません。
  - (b) 当社はいかなる状況においても、本取引約款第20.13(c)条に基づき権限を付与された者からの、当社が保管する顧客の資金または財産の引き出しまたは移転の指図に従って行動する義務を負いません。

---

## 21 違法性など

- 21.1 本取引約款の条項が、何らかの点につき、いずれかの法域において違法、無効または執行不能であるかまたはそのようになったとしても、かかる法域の法に基づく本取引約款のそれ以外の規定の合法性、有効性または執行可能性、並びに他の法域の法に基づく当該条項の合法性、有効性、および執行可能性は一切影響を受けません。

---

## 22 不可抗力

- 22.1 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合、その合理的な判断に基づいて、非常事態または例外的な市場状況(「**不可抗力事由**」)の発生を認定することができます。
- (a) 一切の作為、不作為または事由(ストライキ、暴動、社会不安、または電力供給、通信もしくはその他インフラの停止など当社の制御不能な状況を含む。)の発生の結果、一つまたは複数の当社商品の約定について秩序ある市場を維持できないと当社が自ら判断した場合。
  - (b) 関連市場または参照商品の取引停止、閉鎖、解散または放棄。
  - (c) 関連市場または参照商品に対する、制限または特別もしくは異常な条件の適用。
  - (d) 関連市場または参照商品の過剰な変動、ボラティリティまたは流動性喪失。

- (e) 当社が、本取引約款第22.1(a)条から同22.1(d)条に規定されたいずれかの状況の発生が迫っていると合理的に予想する場合。
- 22.2 当社は、不可抗力事由が発生していると判断した場合、ただちに以下の一つまたは複数の手続きを(本取引約款に基づく他の一切の権利に不利な影響を与えることなく、その裁量において)実施することができます。
- (a) 通常取引時間の変更。
  - (b) 証拠金率の変更。
  - (c) 本取引約款および約を含め本取引約款が企図する一切の取引の修正または変更。ただし、当社による顧客に対する義務の履行が非現実的または不可能である場合に限り、適用されます。
  - (d) 当該状況において当社が適切とみなす未決済の約定の一部または全部の終了、指図または注文のキャンセル。
  - (e) 当該状況において、当社、顧客および他の顧客のポジションに関して当社が合理的に適切とみなす一切の他の行為の実行または省略。
- 22.3 当社は不可抗力事由が発生していると判断した場合、合理的に可能な限り速やかに顧客に通知します。
- 22.4 当社は、不可抗力事由が発生していると判断した場合、本取引約款に基づく義務の不履行もしくは履行の妨げもしくは遅延、または本取引約款第24.3条に基づく一切の行為の実行もしくは不作為について、顧客に対して責任を負いません。

---

## 23 その他免責事項

当社は次のいずれかに該当する場合は、一切その責任を負わないものとします。

- (1) 通信回線、通信機器、ソフトウェア及びコンピュータシステム機器の障害、瑕疵等により生じた損害
- (2) 前号の事由により、伝達の遅延又は誤謬が生じた場合の損害
- (3) 第三者による妨害等による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合
- (4) 本サービスの情報に係る誤謬、停滞又は中断により生じた損害
- (5) お客様のログイン番号、パスワード又は取引情報が漏洩し、盗用されたことによる損害
- (6) 当社が本サービスの利用を制限、中断したことによる損害
- (7) 契約事項に規定される条件にしたがって建玉の処分をしたことによる損害
- (8) お客様が契約事項に違反した場合による損害
- (9) 通信回線の傍受等により、お客様情報が漏洩したことによる損害
- (10) お客様が本サービス内容又はその操作方法について、誤解又は理解不足に起因して生じた損害
- (11) 当社が売買注文を受け付け後、その内容を確認し、相当の時間内に執行したにも拘わらず当該時間内における価格変動により生じた損害
- (12) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、金銭の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (13) 法令諸規則等により、当社がお客様の取引を不当と判断した場合
- (14) その他、法令諸規則等により当社に過失がないと判断される場合

---

## 24 譲渡または委譲

- 24.1 顧客は、当社の書面による事前の同意がない限り、本取引約款に基づく顧客の一切の権利を譲渡し、または顧客の一切の義務を委譲できません。
- 24.2 顧客は、当社が管理する証拠金等に対する権利を含め、本取引約款に基づく一切の権利上に担保権を設定できません。
- 24.3 当社は、顧客に対して合理的な期間をもって事前に通知することによって、本取引約款第24.4条の効力を損なうことなく、第三者に対し、本取引約款または一切の約定に基づく一切の権利を譲渡し、または義務を委譲できます。顧客による本取引約款に基づくいずれかの義務の不履行が発生した場合、当社は事後任意の時点において(当社の他の権利に不利な影響を与えることなく)、本取引約款に基づき当社に支払われるべき金額に関する権利、並びにかかる金額に関する一切の担保または救済手段を任意の第三者に譲渡する権利を有し、かかる譲渡は直ちに有効となります。かかる譲渡が行われ、当社および譲受人の要求を受けた場合、顧客はその支払うべき金額についてかかる譲受人が当社の本取引約款に基づく権利および義務を承継したことを書面で承認し、譲渡の対抗要件を備えるために必要なその他の行為を行います。
- 24.4 本取引約款の一切の規定に係わらず、当社は本取引約款第24.3条に述べられた一切の実際または潜在的な受任者または譲受人に対して、顧客およびその当社との関係に関する情報を、適宜開示することができます。

---

## 25 権利および救済

- 25.1 本取引約款に規定された権利および救済は、累積的であり、法に基づく一切の権利または救済と排他的な関係にはありません。

---

## 26 第三者の権利

- 26.1 本取引約款の規定は、当社または顧客以外の第三者に対して本取引約款の一切の条件を実行する権利を付与するものではありません。ただし、当社は本取引約款および適用法令で認められる範囲において、アソシエイトの利益のために権利行使または救済を実行することができます。

---

## 27 遅延、不作為および権利放棄

- 27.1 当社の適用法令または本取引約款に基づく一切の権利、権限または救済の遅延または不作為、またはその一部もしくは不完全な行使は、以下を意味しません。
- (a) かかる権利、権限または救済の更なる行使または他の方法による行使の阻害または防止。
  - (b) かかる権利、権限または救済に関する権利放棄。
- 27.2 本取引約款の一切の条件の違反に関する権利放棄は、権利を放棄する当事者の書面による同意なくして、かかる条件についての将来の違反に関する権利放棄、または継続される特定の違反行為の承認とはみなされません。

---

## 28 準拠法および管轄法域

- 28.1 本取引約款および当社と顧客の間における各約定は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されます。
- 28.2 両当事者は、本取引約款またはこれに基づく一切の約定に起因する当事者間の一切の係争の解決について、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

---

## 29 通知

- 29.1 本取引約款第15条、第29.2条、第30.1条および第31条に規定された場合を除き、本取引約款に関して行われる一切の通知またはその他の通信は、明示的に口頭による通信が認められている場合を除き、書面により行われ、顧客申込書に記載された住所に送付されます。
- 29.2 かかる一切の通知は、次の時点において受領されたものとみなされます。
- (a) 手交された場合は、交付の時点。
  - (b) 郵送の場合は、投函後 3 営業日以内。
  - (c) ファクシミリ送信の場合は、送信完了後 1 時間経過した時点。
  - (d) 電子メールによる送信の場合は、送信後 1 時間経過した時点。
- 29.3 顧客は、約定通知、取引残高報告書およびその他の通信のあて先(電子メール・アドレスを含む。)を、当社に対する書面による通知をもって変更することができ、当社は上記の一切の情報の変更を顧客に通知することができます。ただし、いずれの場合もかかる変更は通知に記載された日または本取引約款第29.2条に基づいて交付の効力が発行されるものとみなされる時点のうち、いずれか遅い時点より有効となります。
- 29.4 顧客は、約定通知、取引残高報告書およびその他一切の書面による通知は、顧客が当社に通知した最新の住所(電子メール・アドレスを含む。)に送信することで適切に行われたとみなされることに同意します。
- 29.5 顧客は、当社に最新の住所、電話番号、ファクシミリ番号および電子メール・アドレスを提供する全責任を負うことに同意します。

---

## 30 顧客への報告

### 電子設備

- 30.1 顧客は、以下に同意します。
- (a) 当社は、契約締結前交付書面(以下「取引説明書」という。)、取引報告書、取引残高報告書(日次報告書・月次報告書)(証拠金の受領、引出し、手数料および証拠金の支払義務についての報告を含む。)(総称して「報告書面」という。 )およびその他の当社が提供する報告書等を顧客が閲覧、ダウンロードおよび印刷するための電子設備を、インターネット経由で提供することができます(以下「電子交付」という。 )。
  - (b) 取引説明書および本約款については閲覧ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法(当社のホームページに常時閲覧可能なファイルとして公開)により、取引報告書および取引残高報告書については当社の使用する電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法(当社の取引システム上において情報を提供)にて交付します。
  - (c) 顧客は、当社が取引説明書および報告書面の提供手段として、かかる電子設備を使用することを承認します。
  - (d) 顧客は、かかる電子設備に以下の目的でアクセスします。
    - (i) 当社が提供する取引説明書および報告書面およびその他の報告書等の受領。
    - (ii) 注文または指図の送信。
    - (iii) 全約定の確認。
    - (iv) 本取引約款に基づく顧客の証拠金支払義務の監視。
  - (e) 取引説明書および報告書面およびその他報告書等は、当社が電子設備にかかる書類を掲載した時点で顧客に提供されたものとします。

- (f) 取引システムは本条における電子設備を構成します。

当社は、当社が提供する取引説明書および報告書面およびその他の報告書等を、原則として電子設備による提供とすることとします。顧客は、当社から受領した、または当社が提供した各書類の内容を検証する義務があります。疑義がある場合は速やかに当社に問い合わせるものとします。

---

## 31 責任制限

- 31.1 当社は、電子設備または取引システムの運用に関し、一切の適用法令の違反、傷害、死亡、ファイルもしくはデータの喪失または使用不能、評判の悪化、または経済的損失もしくは損害等について、それらが電子設備もしくは取引システムの運用に付随し、またはこれらから派生するものであったとしても一切責任を負いません。ただし、上記が当社、その従業員または代理人の故意または重過失に起因する場合は除きます。

---

## 32 保証

- 32.1 電子設備もしくは取引システム、またはその一切の構成要素についての説明、品質、性能または顧客の目的に関する適合性について、明示的にも黙示的にも保証しません。
- 32.2 当社は、電子設備もしくは取引システム、その一切の構成要素、またはかかる電子設備もしくは取引システムを用いた一切のサービスが、ユーザーの要望を満たすこと、または電子設備もしくは取引システムの運用が中断されず、過誤をおこさないこと、または電子設備もしくは取引ソフトウェアを用いたサービスが中断されず、過誤をおこさないことを保証しません。

消費者契約法(平成12年法律第61号)(顧客に適用される場合)を含む一切の適用法令または一切の国際条約もしくは協定によって、本取引約款に特定の条件または保証が黙示的に含まれているものとされ、かかる条件または保証の適用もしくは行使、またはかかる条項に基づく責任の排除もしくは修正が無効とされ、または禁止されている場合、かかる条件または保証は本取引約款に含まれるものとみなされます。ただし、これは日本における当該法律の遵守に必要な範囲に限られ、他の一切の法域には適用されません。

---

## 33 その他事項

- 34.1 機関投資家または適格機関投資家等、個人投資家以外の投資家を対象として本取引約款を締結する場合、当該取引約款以外に覚書を別途作成し、双方の合意を得た上で取引を開始する方法によることができるものとする。

(以下余白)